

あの火災を

繰り返さないために・・・

消防局予防課

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災は、小規模な建物にもかかわらず、44名の尊い命を奪う大惨事となりました。

これらの火災を受け、消防法令が大幅に改正されましたが、そのうち、消防用設備等に関する事項についてお知らせいたします。

《新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓(消防用設備等関係)》

- 1 風俗店等に、消防法令が対応できなかったこと。
- 2 自動火災報知設備などの消防用設備等が機能しなかったこと。
- 3 火災の発見が遅れたことにより、初期対応が的確にできなかったこと。
- 4 避難経路の確保が必要であったこと。

消防法令の改正

《主な改正点》

- 1 消防法令の規制対象が見直しされました。
- 2 消防用設備等を設置した場合における消防署への届出及び消防署の検査を受ける対象が拡大されました。
- 3 資格者による消防用設備等の点検の対象が拡大されました。
- 4 自動火災報知設備の技術上の基準が強化されました。
- 5 避難器具の技術上の基準が強化されました。

消防法令の改正概要(消防用設備等編)

1 消防法令の規制対象の見直し

今までの消防法令においては、これらを営業する店舗(建物)を個別に規制することなく「その他の事業所【(15)項】」として規制していました。

これらを営業する店舗は、キャバレー、ナイトクラブ又はホテル、旅館と同様の火災時の危険があるとして、消防法令の規制の適用が強化されました。

風俗店等

ファッションヘルス
テレフォンクラブ
等の性風俗店

宿泊可能施設、24
時間営業等の
レンタルルーム
マッサージ店等

(2)項ハ

キャバレー、ナイトクラブ
の仲間入り

(5)項イ

ホテル、旅館
の仲間入り

強化される規制

- ・防火管理に関する規制
- ・防災対象物品に関する規制
- ・消防用設備等に関する規制

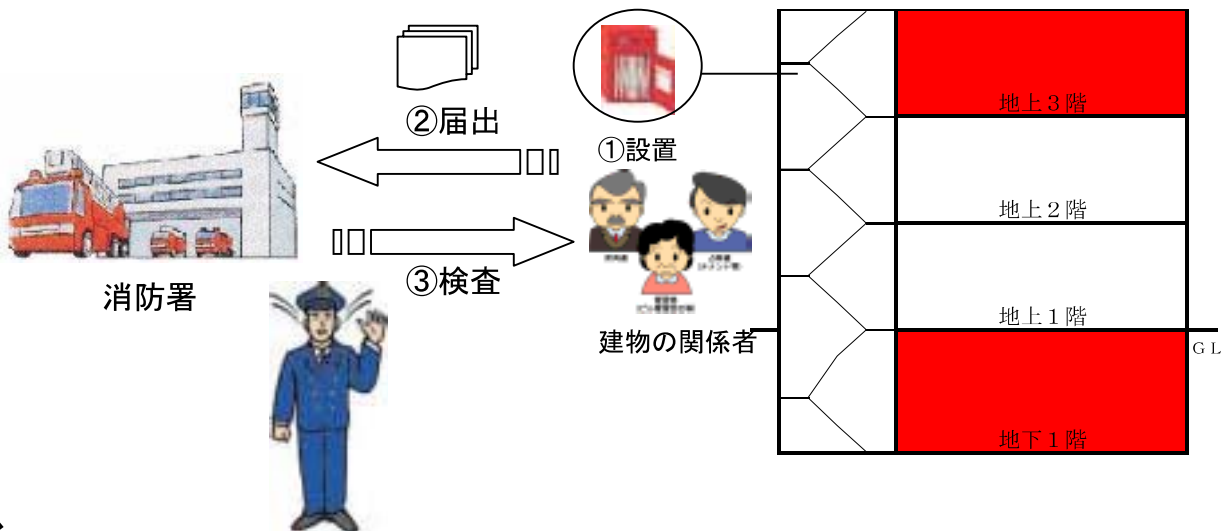
2 消防用設備等を設置した場合の届出及び検査対象の拡大



一定の用途、規模の建物に消防用設備等を設けた場合は、消防署に届出をし、検査を受けなければなりません。

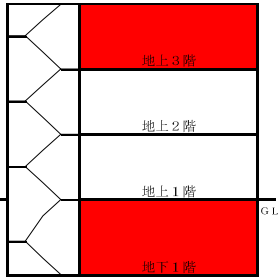
新たに対象とされた建物

階段が1箇所の建物(7 ※1)であって、地階又は地上3階以上の階に劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する部分のある建物

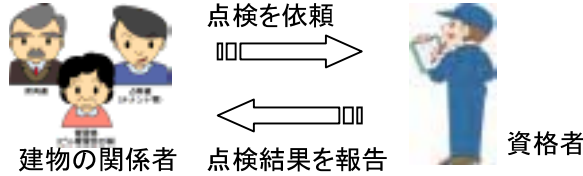


3 資格者による点検対象の拡大

新たに、消防設備士又は消防設備点検資格者の資格をもつ者が、消防用設備等の点検をしなければならない建物



階段が1箇所の建物(7 ※1)であって、地階又は地上3階以上の階に劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する部分のある建物



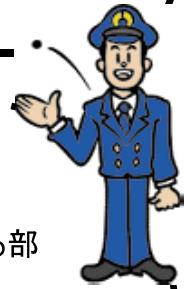
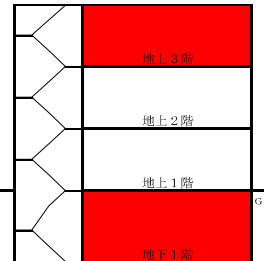
4 自動火災報知設備の技術上の基準

自動火災報知設備の設置対象の拡大

劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する部分のある建物のうち、次のものには自動火災報知設備の設置が必要となります。

1 延べ面積300㎡以上の建物

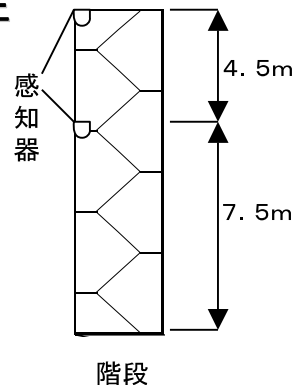
2 階段が1箇所の建物(7 ※1)であって、地階又は地上3階以上の階に劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する部分のある建物



自動火災報知設備の設置に関する基準

上記2の建物に自動火災報知設備を設置する場合は、次のとおりです。

- 1 地区音響停止スイッチのある受信機は、再鳴動機能付きとしなければなりません。
- 2 階段等の感知器は、高感度の煙感知器を、高さ7.5m以内に1個以上設置しなければなりません。
- 3 ダンスホール、カラオケボックス等の騒音を発する場所のうち、火災の発生を知らせる音響が聞き取りにくい場所では、騒音と音響を聞き分けることができるようにしなければなりません。



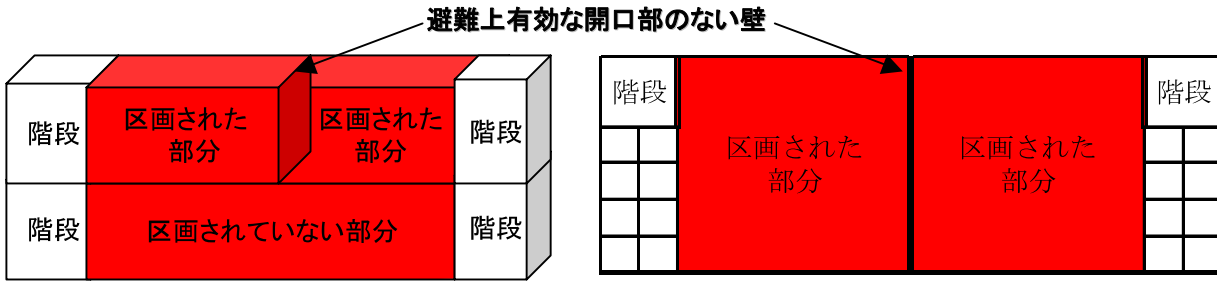
非常警報設備も同様です



5 避難器具の技術上の基準

避難器具の設置対象の拡大

階段が2箇所ある建物であっても、避難上有効な開口部(7 ※3)のない壁で区画された部分は、**区画された部分ごとに**階段の数を算定することになります。



避難器具の設置に関する基準

・ 階段が1箇所の建物(7 ※1)であって、地階又は地上3階以上の階に劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する部分のある建物に避難器具を設置する場合は、次のとおりです。

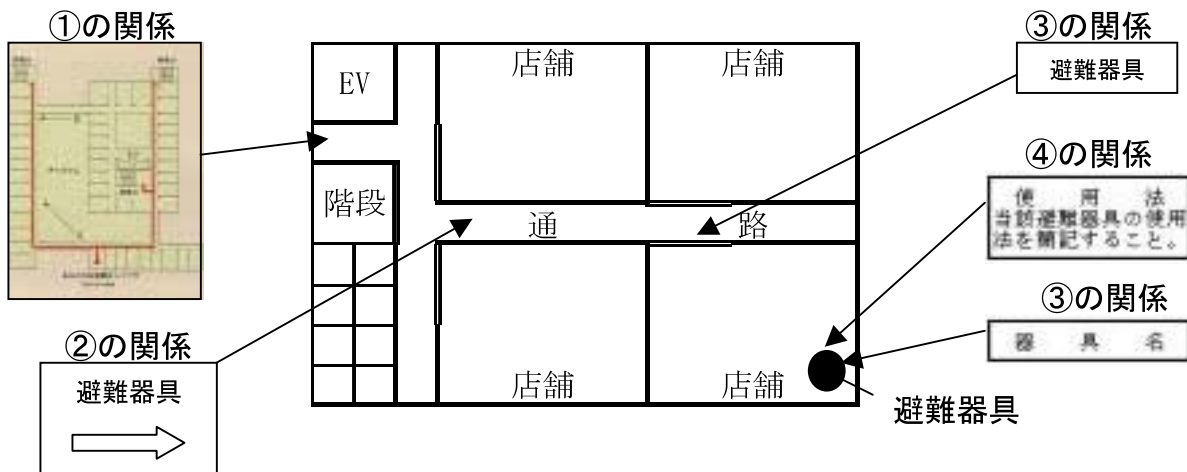
- 1 火災発生後、速やかに避難するため、バルコニー等に避難器具を設けるか、または簡単に使用できる避難器具を設けなければなりません。
- 2 避難器具のある階には、標識等を設けなければなりません。
 - ① 階段室又はEVホールに避難器具の位置を示した標識
 - ② 廊下等に避難器具の位置を示した標識
 - ③ 避難器具のある部分とその出入口に避難器具があることを示す標識等
 - ④ 避難器具のある部分に避難器具の使用法を示す標識



バルコニー



簡単な避難器具



・ 上記以外の建物にあつては、避難器具のある階の廊下、通路等に避難器具の位置を示した標識を設け、避難器具のある部分に避難器具があること及びその使用方法を標示しなければなりません。



6 その他



消防法令の改正による基準等は、平成15年10月1日から適用することになります。

また、平成15年10月1日において、すでに建築されている建物、工事中の建物であっても、**一定の期間以内**にこれらの基準に適合するように措置しなければなりません。

詳しくは、お近くの消防署までお問い合わせください。

一定の期間とは？

1 の関係

消防法令の規制対象の見直しにより、(2)項ハ又は(5)項イとなる建物に対する消防用設備等の設置については、次のとおりです。

- ・消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯は、**平成15年10月1日から平成16年10月1日まで**に設置しなければなりません。
- ・上記以外の消防用設備等は、**平成15年10月1日から平成17年10月1日まで**に設置しなければなりません。

4 5 の関係

消防法令の改正に伴う、「自動火災報知設備の技術上の基準」及び「避難器具の技術上の基準」については、次のとおりです。

- ・自動火災報知設備及び避難器具の技術上の基準は、**平成15年10月1日から平成17年10月1日まで**に設置又は適合させなければなりません。

ご注意ください！！

期間内に必要な消防用設備等を設置していただけない場合は、消防法令違反となりますのでご注意ください。

なお、消防用設備等を設置するための資金でお困りの方は、中小企業金融公庫等において低利の融資制度がございますのでご利用ください。

問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
臨港消防署	210-0826	川崎区池上新町3-1-5	044-299-0119
川崎消防署	210-8565	川崎区南町20-7	044-223-0119
幸消防署	212-0005	幸区戸手2-12-1	044-511-0119
中原消防署	211-0004	中原区新丸子東3-1175-1	044-411-0119
高津消防署	213-0002	高津区二子5-14-5	044-811-0119
宮前消防署	216-0006	宮前区宮前平2-20-4	044-852-0119
多摩消防署	214-0032	多摩区枳形2-6-1	044-933-0119
麻生消防署	215-0004	麻生区万福寺1-5-4	044-951-0119



7 参考資料

今回の消防法令の改正により、規制が強化される主な対象は、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町のビルのように、**階段が1箇所の建物**^{※1}であって、**一定の階に不特定多数の人が利用する部分のある建物**^{※2}です。

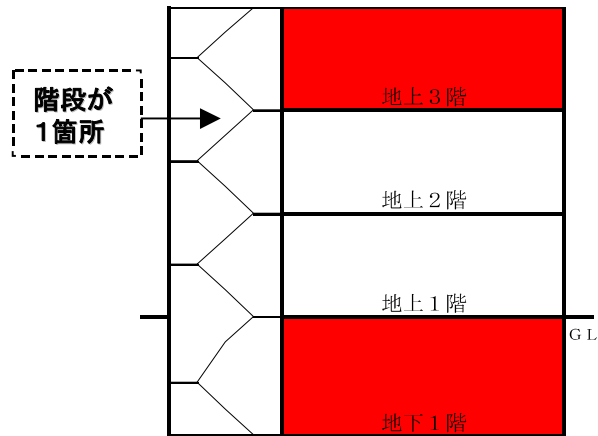
※1 階段が1箇所の建物とは？

避難施設である階段が1箇所の建物です。

ただし、屋外の直通階段、一定の開口部のある避難階段又は特別避難階段を設けている建物は除かれます。

なお、階段が2箇所以上ある建物でも、**避難上有効な開口部**^{※3}のない壁で区画されているものは、区画された部分ごとに階段の数を算定します。

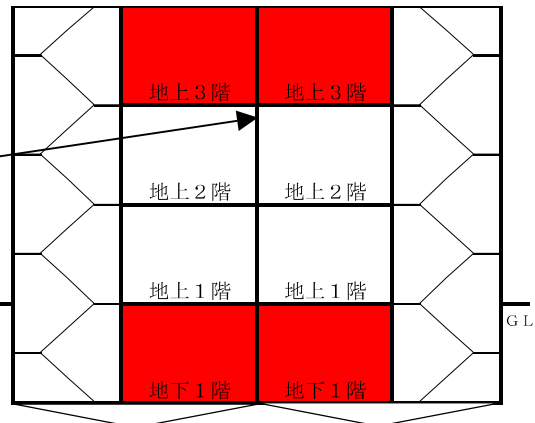
※1及び※2の関係



※2 一定の階に不特定多数の人が利用する部分のあるものとは？

地下又は3階以上の階に劇場、キャバレー、病院、物品販売店、風俗店その他不特定多数の人が利用する営業を営む店舗のある建物です。

避難上有効な開口部のない壁



それぞれ階段が1箇所の建物とみなされます

※3 避難上有効な開口部とは？

区画する壁に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又は高さ1.2m以上、幅75cm以上の開口部が床から高さ15cm以内に設けられているものです。

※3の関係

